

第10期東近江市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画及び東近江市認知症施策推進計画策定支援業務に係る企画提案実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

第10期東近江市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画及び東近江市認知症施策推進計画策定支援業務

(2) 業務の目的

東近江市では、第9期東近江市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6年度から令和8年度まで）（以下「第9期計画」という。）を策定し、高齢者が介護の必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域包括ケアシステムの深化及び推進に取り組んでいる。

本業務は、第10期東近江市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画及び東近江市認知症施策推進計画（令和9年度から令和11年度まで）（以下「第10期計画」という。）策定に係る高齢者等へのアンケート調査及び第9期計画の現状分析を行い、本市の実情や地域の特性を生かした第10期計画の策定支援を行うものである。

(3) 業務内容

第10期東近江市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画及び東近江市認知症施策推進計画策定支援業務仕様書（別紙1）のとおり

(4) 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(5) 提案上限額

ア 令和7年度 3,146千円（消費税及び地方消費税を含む。）

イ 令和8年度 3,652千円（消費税及び地方消費税を含む。）

提案された企画内容を実施するために必要となる全ての経費を含む。また、提案上限額を超える提案は失格とする。

2 実施形式

公募型プロポーザル方式

3 参加資格要件

法人その他の団体であって、以下に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方公共団体等が発注する本業務の内容と同種又は類似の業務の受注実績があること。
- (2) 東近江市入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録されていること、又は登録のない者にあつては「4 名簿に登録されていない者の参加」に掲げる書類を企画提案書類と併せて提出すること。
- (3) 東近江市入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

- (4) 仕様書に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有する者及び東近江市の指示に柔軟に対応できる者
- (5) 次に掲げる事項に該当しない者
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく東近江市の入札参加資格基準による入札参加の資格制限に該当する者
 - イ 東近江市建設工事等入札参加停止及び指名停止基準（平成20年告示第253号）又は東近江市物品関係入札参加停止及び指名停止基準（平成26年告示第137号）に基づく入札参加停止又は指名停止を受けている者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - エ 役員等（プロポーザルに参加しようとする者が個人である場合にはその個人を、法人である場合にはその役員をいい、当該プロポーザルに参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
 - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - カ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - キ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ク 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

4 名簿に登録されていない者の参加

名簿に登録されていない者は、次に掲げる書類を企画提案書類と併せて提出すること。

- (1) 法人及び商号登記をしている個人にあつては、履歴事項全部証明書
- (2) 財務諸表（法人及び個人）直近1期分
- (3) 法人にあつては、直近事業年度の国税（法人税、消費税及び地方消費税）、都道府県税（事業税及び都道府県民税）及び市町村民税（法人市町村民税、固定資産税及び軽自動車税）の未納がないことが確認できるもの
- (4) 個人にあつては、直近年の国税（所得税、消費税及び地方消費税）、直近年度の都道府県税（事業税）及び市町村民税（個人市町村民税、固定資産税及び軽自動車税）の未納がないことが確認できるもの
- (5) 暴力団等の排除に係る誓約書（様式8）

5 質問の受付

(1) 本実施要領及び仕様書に関し不明な点がある場合は、質問書（様式6）を提出すること。

ア 提出期限

令和7年5月26日（月）正午

イ 提出方法

質問書（様式6）に質問内容を簡潔にまとめ、本実施要領に記載しているファックス又は電子メールアドレス宛てに提出すること。提出後は必ず電話で受信確認を行うこと。

ウ 提出先

「15 本業務に関する連絡先及び提出先」のとおり

(2) 質問に対する回答は、質問者名を伏せた上で、令和7年6月2日（月）午後5時までに質問内容を含めて本市のホームページにおいて随時公表する。

6 企画提案内容

(1) 提出期限

令和7年6月13日（金）正午（必着）

(2) 提出書類

ア 企画提案申込書（様式1）及び（任意様式）

企画提案書は、「第10期東近江市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画及び東近江市認知症施策推進計画策定支援業務仕様書」（別紙1）及び本実施要領を踏まえ、次の項目については必ず提案すること。また、第10期計画は、東近江市認知症施策推進計画を包含した計画とする。東近江市認知症施策推進計画は、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を基本とするものとし、計画策定の主旨、認知症高齢者の現状と将来推計、認知症施策などの項目を含むものとする。

なお、企画提案した事項については、全て見積金額の範囲内で実施するものとする。

(ア) 高齢者等実態把握調査の実施方法及び活用方法（特に国が示す介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び地域包括ケア「見える化」システムの活用についても言及すること。）

(イ) 第9期計画の総括及び評価手法

(ウ) 第10期計画の構成案

(エ) 地域包括ケア「見える化」システムを活用した地域分析、地域間比較等による分析及び推計方法

(オ) 調査、分析及び計画策定支援業務を遂行するに当たっての方針

(カ) 業務フロー及び業務遂行スケジュール

イ 業務受注実績調書（様式2）

ウ 業務の実施体制（様式3）

エ 管理責任者、主任担当者の業務実績調書（様式4）

オ 会社概要書（様式5）

カ 見積書（任意様式）

(ア) 見積書には、事務的経費の見積金額、消費税及び地方消費税並びに合計額を記載すること。

(イ) 見積金額の積算根拠を明示した内訳明細を記載すること。

(ウ) 見積金額は、総額並びに令和7年度及び令和8年度のそれぞれの年度の金額が分かるように記載すること。

(3) 提出書類の様式及び部数

ア 企画提案書の用紙サイズは、A4判（A3判折込頁は可）とする。

イ 「(2) 提出書類」に掲げる各書類をアからカまでの順に並べてファイリングし、見出し（インデックス）を付けて提出すること。

ウ 提出部数は、正本1部及び副本9部とする。

7 契約候補者選定方法

(1) 審査委員会

本市職員等により構成された審査委員会を設置し、審査する。

(2) 審査方法及び審査結果

ア 一次審査

応募者数が5者を超えた場合は、一次審査（企画提案書の内容を書類審査）を実施することがある。

(ア) 実施日時

令和7年6月23日（月）

(イ) 結果通知

応募者全員に選考結果を電子メールで通知する。

なお、一次審査が行われなかった場合は、その旨を通知する。

(ウ) 審査結果についての異議申立ては受け付けない。

イ 二次審査

(ア) 審査委員会において、企画提案書等応募書類、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を総合的に評価し審査する。

(イ) 別に定める審査表に基づき各審査委員が採点を行い、審査委員別にプロポーザル参加者ごとの合計点を比較し、第1位に3点、第2位に2点、第3位に1点及び第4位以下に0点の順位点を付与する。ただし、同順位のプロポーザル参加者が複数ある場合は、当該順位及びその下位に当たる空位の順位点の合計を当該同順位となったプロポーザル参加者の数で除して得られる点数を付与する。

(ウ) プロポーザル参加者ごとの順位点の合計を比較し、高い点の者から順位を付す。

ただし、順位点の合計が同点の場合は、見積額が少ない者を高い順位とする。

(エ) 最も順位の高い者を最優秀提案者として選定する。

(オ) 応募者が1者の場合であっても、審査委員会による審査を行うものとし、審査の

結果、提案内容が仕様を満たしていると認められた場合には、その応募者を契約候補者として選定する。

(カ) 審査の結果、基準点に満たない場合は、採用しない場合がある。

(キ) プレゼンテーション及び審査経過については非公開とし、審査結果については、決定後1週間以内に文書で通知する。

(ク) 審査結果についての異議申立ては受け付けない。

(3) プレゼンテーション

ア 実施日時

令和7年6月30日（月）

イ 実施時間

1者につき30分程度（提案15分、質疑15分）を予定

ウ 資料

プレゼンテーションは企画提案書提出時の資料で行い、追加資料の提出は認めない。

エ 出席者

提案書の実施体制に記載されている主たる管理責任者及び主任担当者がプレゼンテーションを行うこととし、会場への入室は3名以内とする。

8 審査項目及び評価点

審査項目	得点
企画提案内容	50点
業務実施体制、取組意欲	20点
見積金額	30点
計	100点

9 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、その参加者を失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があるとき。
- (2) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しないとき。
- (3) 審査委員会が定める審査基準点に満たないとき。
- (4) その他審査委員会が社会通念に照らし失格に当たる事由を認めるとき。

10 日程

令和7年5月16日（金） プロポーザルの公告、実施要領の公表
令和7年5月26日（月）正午 質問書提出期限
令和7年6月2日（月） 質問回答
令和7年6月13日（金）正午 応募書類提出期限
令和7年6月23日（月） 一次審査（書類審査）

令和7年6月30日（月）

※応募者が5者を超えた場合に実施することがある。

二次審査（プレゼンテーション）

※時間及び場所は、書類受付確認後又は一次審査終了後に通知する。

11 情報公開及び提供

- (1) 参加者数及び選定した契約候補者については、東近江市ホームページにおいて公表する。
- (2) 本プロポーザル実施に関する情報及び参加者から提出された資料は、東近江市情報公開条例（平成17年東近江市条例第10号）に基づき公開することがある。

12 契約

- (1) 本プロポーザルは、業務案を選定するものではなく、契約候補者を選定することから、業務委託に当たっては、提案内容に拘束されるものではない。
- (2) 契約候補者との契約に当たっては、仕様等について改めて協議の上、契約内容を確定し、改めて提出された見積書により契約額を確定する。
- (3) 契約保証金等、契約に当たっては、東近江市財務規則（平成17年東近江市規則第53号）に基づくこととする。

13 留意事項

- (1) このプロポーザル選考に参加する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書は、1者1案とする。
- (3) 提出された書類等は、返却しない。
- (4) 提出期限以後における提出書類の差替え、再提出及び内容変更は認めない。
- (5) 業務の実施体制に記載した担当者は、病休、死亡、解雇等極めて特別な場合を除き、変更することはできない。

なお、極めて特別な場合で担当者を変更する場合は、変更前の担当者と同等以上の業務経歴を持つ者とし、東近江市の承認を要する。

- (6) 公正な選定が確保できないと思慮される場合は、選定を中止することがある。
- (7) 企画提案書の提出後又は応募締切後に本案件への参加を辞退する場合は、「15 本業務に関する連絡先及び提出先」に記載する連絡先まで連絡するとともに、参加辞退届（様式7）を提出すること。
- (8) この要領に定めるほか、必要な事項は、市長が別に定める。

14 その他資料

別紙1 第10期東近江市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画及び東近江市認知症施策推進計画策定支援業務仕様書

15 本業務に関する連絡先及び提出先

〒527-8527 東近江市八日市緑町10番5号
東近江市福祉部長寿福祉課 担当 上田(幸)、上田(仁)
電話 0748-24-5645
I P 050-5801-5645
ファックス 0748-24-1052
電子メール chojufu@city.higashiomi.lg.jp